



(号外)
独立行政法人国立印刷局

〔政 令〕

目 次

- 鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令(政令第一一九号)(厚生労働省)
- 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH7N9であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ(H7N9)」といふ。)を感染症として定める等の政令(政令第一二九号)
- 鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令(政令第一三〇号)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一三一號)
- 検疫法施行令の一部を改正する政令(政令第一三〇号)
- 鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令(政令第一三一號)(厚生労働省)
- 鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令(政令第一三二號)(厚生労働省)
- 検疫法施行規則の一部を改正する政令(政令第一三三號)

四 三 二

本号で公布された法令のあらまし

◇鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令(政令第一一九号)(厚生労働省)
1 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH7N9であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ(H7N9)」といふ。)を感染症として定める等の政令(政令第一一九号)

2 鳥インフルエンザ(H7N9)については、法第八条第一項、第二条(第四項及び第五項を除く。)、第三条第一六条から第二五条まで、第三〇条、第三四条、第三五条(第四項を除く。)、第三六条第一項及び第二項、第三七条、第三八条(第七項を除く。)、第三九条第一項、第四〇条から第四四条まで、第五八条(第五号から第九号まで、第一一号、第一三号及び第一四号を除く。)、第六一条第二項及び第三項、第六三条の二、第六四条第一項、第六五条、第六五条の三並びに第六六条の規定を準用するとともに、所要の読み替えをすることとした。(第一条関係)

3 2で準用する法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、法定委託事務を規定することとした。(第三条関係)

4 地方自治法施行令の一部を改正することとした。(附則第三項関係)

5 この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行し、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失うこととした。

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一三〇号)(厚生労働省)
1 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清型がH7N9であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。)に限る。)を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二三項の四種病原体等に指定することとした。(第三条関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇検疫法施行令の一部を改正する政令(政令第一三一號)(厚生労働省)
1 検疫法第二条第三号の政令で定める感染症として鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであつてその血清型がH7N9であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ(H7N9)」といふ。)を定めることとした。(第一条関係)

2 鳥インフルエンザ(H7N9)の病原体の有無に関する検査の手数料を三、四五〇円と定めたこととした。(別表第二関係)

3 この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

鳥インフルエンザ（H七N九）を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

政令

御名御璽

平成二十五年四月十六日

10

政令第百一十九号

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）第六条第八項、第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一條 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH7N9であるものに限る。次条第一項（同項の表を除く。）において「鳥インフ

ルエンザ（H7N9）」を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第八項の指定感染症として定める。（法の準用）

第二条 鳥インフルエンザ(H7N9)については、法第八条第一項、第十二条(第四項及び第五項を除く)、第十三条、第十六条から第二十五条まで、第三十条、第三十四条、第三十五条(第四項を除く)、第三十三、三十六条第一項及び第二項、第三十七、三十八条(第七項を除く)、第三十九条第一項、第四十条から第四十四条まで、第五十八条(第五号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十四号を除く)、第六十一条第二項及び第三項、第六十三、六四条の二、第六十四条第一項、第六十五条、第六十五条の三並びに第六十六条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条第一項
一類感染症の疑似症患者又は二
類感染症のうち政令で定めるも
の

第十二条第一項第一号	二類感染症	二類感染症の患者又は 二類感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）
二類感染症の患者又は二類感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）の患	鳥インフルエンザ（H7N9）	鳥インフルエンザ（H7N9）と いう。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

政治系四十一期

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令

六条第一十二項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百一十号）の

一部を次のように改正する。
第三条中第二号を第二号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。
一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルス（血清型がH7N九であるもの）（新

型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。)に限る。)
附 則
この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 慶久
内閣総理大臣 安倍晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名
御靈

平成二十五年四月一十六日

內閣總理大臣 安倍晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令

の政策を制定する。
検査法施行令（昭和二十六年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「がH五N一」の下に「又はH七N九」を加え「(H五N一)」を「(H五N一・H七N九」に改める。

別表第一又は貨物に対する検査感染症の病原体の有無に関する検査の項中「H五N一」を「H五N一・H七N九」に改める。

附 則
この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
平成二十二年四月一五日
内閣総理大臣
菅直人

總務大臣 細藤
厚生労働大臣 田村
内閣総理大臣 安倍
晋三 憲久 義泰

内閣総理大臣 安倍晋三

省 令

○厚生労働省令第六十二号

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第百一十九号）の施行に伴い、及び同令第二条第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定に基づき、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令を次のように定める。

平成二十五年四月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令第二条第一項の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく厚生労働省令の規定を準用するものとする。この場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第十一条第二項第三号中「鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次項において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）」とあるのは、「鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1又はH7N9であるものに限る。次項において「鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）」という。）」と、同条第三項第一号中「鳥インフルエンザ（H5N1）」とあるのは「鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行の日から施行する。（この省令の失効）

2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

○厚生労働省令第六十二号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十八条第一項及び第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第四号中「H5N1」の下に「又はH7N9」を加える。

この省令は、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百三十一号）の施行の日から施行する。

附 則